

社会福祉法人評議員説明会テキスト

社会福祉法人制度の改正について

—法人経営の適正化と財務規律の確保を目指して—



東京都福祉保健局指導監査部指導調整課



目次

第1部 社会福祉法人制度改革の背景と概要

第2部 社会福祉法人の新しい経営体制

凡例

法	社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)
法附則	社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)附則(抄)
令	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等および経過措置に関する政令(平成二十八年政令第第三百四十九号)(抄)
則	社会福祉法施行規則(昭和二十六年六月二十一日厚生省令第二十八号)
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十八号)



第1部 社会福祉法人制度改革の背景と概要


目次

I 改革の背景

- 1 基本的な認識
- 2 社会福祉法人を取り巻く状況の変化
- 3 社会福祉法人に対する主な指摘と改革への課題

II 社会福祉法人制度改革の概要

- 1 ガバナンスの強化
- 2 事業運営の透明性の向上
- 3 財務規律の強化 —社会福祉充実計画—
- 4 地域における公益的取り組みと責務
- 5 行政の関与の在り方



第1部 社会福祉法人制度改革の背景と概要

I 改革の背景

1. 基本的な認識

「社会福祉法人制度については、平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しは行われていない。しかしながら、その後の10余年の間に、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉法人制度の意義・役割を問い直す厳しい指摘もされるに至っている。今こそ、社会福祉法人制度に関わる者が自ら率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切られかねない。」という認識。

(社会福祉法人の在り方等に関する検討会。平成26年 7月4日付け報告書「社会福祉法人 制度の在り方 について」)



2. 社会福祉法人を取り巻く状況の変化

1) 社会情勢・地域社会の変化

- (1) 急速な少子高齢化
- (2) 単身・夫婦のみ高齢者所帯
- (3) 現役世代の支援負担の限界
- (4) 福祉サービスへのニーズの多様化
- (5) 地域の助け合い機能の縮小傾向

2) 平成12年（2000年）以降の社会福祉制度自体の変化

- (1) 高齢者介護分野
 - ・ 新たな事業者の参入
 - ・ 地域包括ケアシステムの進展
- (2) その他の社会福祉事業分野
 - ・ 障害者総合支援制度の確立
 - ・ 子ども・子育て制度の推進
 - ・ 生活困窮者自立支援制度



3) 今後の福祉サービスの見通し

- (1) 「措置から契約へ」の一層の進展
- (2) 市町村中心の取組
- (3) 在宅生活を支援するサービスの充実
- (4) 自立支援の強化
- (5) サービス提供体制の多様化

4) 非営利法人法制の改革

- (1) 平成20年公益法人制度の抜本改革
 - ・設立の簡易な一般法人制度の創設
 - ・公益認定基準の明確化(事業内容、ガバナンス体制、財務基準重視)
 - ・行政庁による監督体制の整備
- (2) 平成24年特定非営利活動促進法の大改正
 - 特に認定NPO法人の運営と所轄庁監督は公益法人に類似



3. 社会福祉法人に対する主な指摘と改革への課題

1) 地域社会のニーズへ対応

地域における様々な福祉ニーズに十分対応できていないのではないか。

2) 親族経営などガバナンスの欠如

親族経営など非営利法人としてのガバナンス(経営規律)が欠如しているのではないか。

3) 内部留保の妥当性など財務規律が不明確

いわゆる内部留保など適正な財務規律が不明確ではないか。

4) 法人全体の情報開示が不透明

財務内容はもとより法人全体の事業活動についての情報が不透明ではないか。

5) 他の非営利法人との公平性、特に税制上の観点

優遇税制を受けている他の非営利法人と比べ非営利性の徹底が希薄ではないか。



Ⅱ 社会福祉法人制度改革の概要

1 ガバナンスの強化

1) 評議員・評議員会の必置と位置づけ

(1) 経営の基本方針に係る議決機関

毎事業年度の計算書類や社会福祉充実計画を承認する外、役員報酬や役員の損害賠償責任額の一部免除、定款の変更、解散、合併など経営の基本的事項を決議する。

(2) 役員の選任・解任機関

理事、監事及び会計監査人の選任又は解任を決議する。

2) 一定規模を超える法人は会計監査人を必置

一定規模を超える法人(平成29年度から2年間は収益30億円以上又は負債60億円以上と定義されており、以降段階的にその適用範囲が引き下げられる予定)は、外部の独立した会計監査人(公認会計士又は監査法人)を選任する。



3) 評議員・役員（理事・監事）・会計監査人の資格及び権限・ 義務の明確化

(1) 法人との関係

評議員、役員、会計監査人（役員等）と法人との関係は「委任」に関する規定に従うこととなった。

(2) 資格

役員等として選任できる者について、一定範囲の親族や一定の刑を受けた者、その他の欠格事由を規定した。

(3) 職務権限

理事、監事の職務権限を明確化し、理事長に代表権及び業務執行権を与え、必要に応じて業務執行理事を設けることが規定された。

(4) 義務と責任

役員等の義務違反の場合における法人への損害賠償責任やこれを免除する場合の規定や第三者への不法行為責任が明確化された。



2 事業運営の透明性の向上

1) 情報開示・説明責任の必要性

社会福祉法人は福祉サービスを提供する高い公益性と非営利性を備えた法人であり、税制上の優遇措置を受けていることから、広く国民に対し事業や財務に関する情報を提供し、説明責任を果たす必要がある。

2) 法人における透明性確保

具体的には閲覧請求関係者を利害関係者から国民に拡大し、閲覧対象書類に定款および現況報告書を追加するとともに、定款、計算書類等についてインターネットによる公表が義務付けられた。

3) 国、都道府県による情報の収集と公開

- ・現況報告書、計算書類について所轄庁、都道府県経由、国において情報を集計・分析しインターネットにより国民に公開する。
- ・現在、国において「財務諸表等開示システム」を開発中で、平成29年6月の本格稼働を目指す。

3 財務規律の強化－社会福祉充実計画

1) 趣旨

一部の社会福祉法人が、利益を蓄積し過大な内部留保を保有しているとの強い批判があったことに応え、社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除したうえで、再投下可能財産(社会福祉充実残額)を、既存又は新規の社会福祉事業や公益事業に積極的に再投下することを義務づけけることとなった。

2) 社会福祉充実残額の計算

社会福祉充実残額＝純資産(資産－負債)－控除対象財産(事業継続に必要な額)

3) 再投下対象事業と計画の策定

次の順にその実施について検討の上、事業を計画し評議員会の承認を受けて、所轄庁に認可申請する。

- ①社会福祉事業又は公益事業(小規模施設であるため、法律上の社会福祉事業に該当しない社会福祉類似事業)
- ②地域公益事業(日常生活又は社会生活上の支援を要する住民に対し、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業)
- ③その他の公益事業

4 地域における公益的取り組みと責務

- ・社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として相応しい福祉サービスの供給だけでなく「日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」(法24②)。
- ・社会の変化、家族の変容に伴い、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するためには行政による福祉サービスの制度化に加え、社会福祉法人や特定非営利活動法人、営利企業など多様な民間主体のそれぞれの役割に応じたきめ細かい活動が必要。
- ・中でも社会福祉法人は手厚い税制優遇措置が講じられている公益性の高い非営利法人として、営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを無料または低額料金で供給する事業(公益事業)が期待されていることから、今回の法改正で義務化されたもの。



5 行政の関与の在り方

1) 認可・監督権限の移譲

- ・2以上の都道府県の区域で事業を行う法人
地方厚生局→主たる事務所所在地都道府県
- ・主たる事務所が指定都市に所在する法人
都道府県→指定都市

2) 監督について

(1) 趣旨

法人の適正な運営を確保するため、所轄庁による指導・監督を実効性のあるものとすることが重要、このため経営改善や法令順守について柔軟に指導監督する。

(2) 内容

- ・業務や財産の状況について報告要請、立入検査
- ・必要な措置の勧告と公表、勧告に係る措置をとらなかった場合、命令
- ・命令に従わないときは、業務の全部若しくは一部の停止命令又は役員了解職勧告
- ・解散命令

(3) 罰則

背任、不当利得、法令上の手続き等違反等について懲役・罰金または過料の規定を整備